

令和2年度 第13回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和2年12月7日(月) 14時00分～14時45分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、岡部委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、横田委員
欠席委員	押田委員、片谷委員、木下委員、五嶋委員、田中稲子委員、宮澤委員
開催形態	公開(傍聴者4人)
議 題	1 (仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書について 2 (仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和2年度第12回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和2年度第12回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし</p> <p>2 議題 (1) (仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書について ア 答申(案)について事務局が説明した。 イ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。今の御説明について、御質問、御意見ございましたら出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。はい、中村委員、お願いします。</p> <p>【中村委員】 地域の特性のところ、3段落目、「土地利用はそのほとんどがその他の農用地」と書いてありまして、後で議論する上瀬谷ラインの方は、北側のところが「そのほとんどが農用地区域」になっているのですが、「その他の農用地」とただの「農用地」でどのような違いがあるのかを教えてくださいたいのが1点目。 2点目は、土壤汚染のことなのですが、確認されて市民の関心も高いと書いてありますが、関心が低くても高くても、(土壤汚染が)確認されたのであれば対策を明らかにしなくてはいけないので、「確認されていることから」くらいで「市民の関心も高いことから」は切ってもいいのではないかというのが私の意見です。その2点です。</p> <p>【奥会長】 ありがとうございます。それでは、1点目について、事務局から御説明いただけますか。上瀬谷ラインとの表現の違いですね、お願いします。</p> <p>【事務局】 「その他の農用地」という言葉と「農用地」という言葉が、次の上瀬谷ラインと混在しているという御指摘だと思いますが、区画整理の方で「その他の農用地」とさせていただいているのは、土地利用の図の方に区分でそのような用語がありまして、そこからこれを記載しておりますので、「その他の農用地」というのが土地利用の区分上の用語という扱いになっております。 上瀬谷ラインの方は、土地区画整理事業が面的な区域の中で押さえているのに対して、上瀬谷ラインの方は、南北に伸びる線としてとらえて</p>	

います。その中での土地利用として「農用地」という言葉を使っております。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。その他の農用地の方はかぎ括弧をつけた方が良いかもしれませんね、今の御説明であれば。

【事務局】 はい、では、かぎ括弧をつけた形でよろしければ。

【奥会長】 どうですか、中村委員。

【中村委員】 土地利用の用語であるということなので、それで良いと思うのですが、会長がおっしゃるようにかぎ括弧を付けた方が、その事が分かると思うので、それで良いと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 「市民の関心が高いことから」は、取ってしまってよろしいですか。

【事務局】 審議の中でも議論があったと思うのですが、まず国の方が一時的には対策方法を行うという話ですが、区画整理事業でも対策をやることがあるということですので、事業者としてやっていただきたいこととして、このような文言を入れております。

【中村委員】 事業者として、汚れていけば、(土壌汚染対策を) やることが当然なので、市民の関心がもし低くても汚れていけば、事業者としては(土壌汚染対策を) やるとするのが当然だと思うのですが。

【事務局】 例えば、国が対策を行って、区画整理事業者が(対策を) やらないことも考えられます。ただ、今回、この区画整理事業を行う者として、対策を明らかにしていただきたいということで、この言葉を付けています。

【奥会長】 今の御説明と中村委員の御指摘は、かみ合っていないと思います。当然、区画整理事業者として、(土壌汚染対策を) やる場合があることが想定されるのであれば、市民の関心が高かろうが低かろうがやらなければいけないときはやる、というのは当たり前なので、中村委員の御指摘は「確認されたことから、土壌汚染対策について明らかにすること」で良いのではないかという、そのような御意見ですので、私もそれでよろしいと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 追加で御説明させていただきますと、中村委員のおっしゃっていることも、大変そうでありまして、この文案を考えるときに、「市民の関心が高いことから」にするのか、「市民の関心も高いことから」にするのかというところで、「が」にするのか「も」にするのかというところで、随分悩んでおりました。

方法書に対する意見書を、事業者が御説明したときがあったかと思うのですが、土壌汚染については市民の方が非常に不安だとか、どのように対策をするのかという意見がたくさんあったかと思うのです。それを踏まえまして、審査会の先生方でも土壌汚染の対策についてはすごく御審議をいただきまして、市民の関心も非常に高いですねという御意見もその場で出たこともございます。そういったことも踏まえまして、当然、土壌汚染対策があれば、もちろん明らかにすることというのはあるのですが、そこに一文、やはりこれだけ市民の関心が高いねというのも御議論になったので、ここで「市民の関心も」と言うところで、審査会ももちろんそのように考えていますし、市民の方も考えているというところで「市民の関心も高いことから」というのを追加させていただきました。

【奥会長】 はい、分かりました。いかがですか。

【菊本委員】 すいません。私はやっぱり中村委員のおっしゃっていることが正しいと思います。というのはアセスで、条例なり法律で決まっていなことを過剰に、例えば、「自然災害に対する対策から備えを行ってくださいね」などの場合は、やはり関心が高いとか、社会的なことを追加で説明して、だからやって欲しいということを行った方が良く思うのですが、これはやらなきゃいけないことなので、やはり関心によらず、やはり明らかにしなきゃいけないということは、審査会の立場として明らかにした方が良く思います。

今、御説明いただいた内容も分からなくはないので、例えば、対策をきちんと行ったり、そのようなことを行ったうえで、例えば、住民の関心が高いから、住民に対してもきちんと説明を行いなさいという追加の文書を加えるとかであれば問題ないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、代替案を今、お示しいただきましたが、いかがでしょうか。土壌汚染対策について明らかにすること、これは市民の関心が高い、低いによらず、しっかりやっていただくと。併せてそのことについて、市民に対しての情報提供を十分にやっていただくと、そういうことですね。それも書かれてはいかがでしょうか。市民の関心も高いことをしっかり示すということであれば、そのような代替案はいかがということですか。

【事務局】 おっしゃることよく分かるんですが、先ほど少しお話ししましたが、国の方が対策をとった場合に、区画整理事業者として（土壌汚染対策を）やらなくても良いということになるかもしれないので、その場合、なかなか市民の方も納得されないので、事業を実施する者として土壌汚染対策について明らかにしていただきたいということで、この文言を入れているのです。

【奥会長】 説明の趣旨はこの文章では伝わりません。全く。そのようなことだとは、おそらくこの文章からは理解はされないのでは。はい、中村委員、どうぞ。

【中村委員】 もし国が土壌汚染対策を行った場合は、国がこのような土壌汚染対策をやりましたと市民に伝えれば良いわけで、私は菊本委員の代替案に賛成します。

【奥会長】 はい、そうですね。いずれにしても、（土壌汚染対策を）市がやろうが国がやろうが、しっかり対策がなされているということについて、市民に情報提供いただくという文章を加えていただければ、それで良いのではないかという御意見ですよ。他の委員の方、いかがですか。

【菊本委員】 追加で1つだけ。事務局のおっしゃっていることはよくわかります。けれども、市民の側のとらえ方は色々で、色々な市民の方が色々なとらえ方をすると思うのです。やはり、とらえ方が色々出ないように注意するというのは必要ではないかと思います。現状の書き方で言うと、「市民の関心が高くならなければ対策しないのではないか」というとらえ方をされる可能性を感じます。やはり誤解を生みにくいような、詳しい文章にされた方が良くはないかと感じます。

【奥会長】 はい、岡部委員、どうぞ。

【岡部委員】 はい。正に今、私も同じことを申し上げようと思っておりました。本

当に市民の関心が高くなければ、特に（土壌汚染対策を）やらないのではないかと、最初伺ったときにそのように感じてしまいましたので。事業者側が、関心が高い、低いに関係なく、（土壌汚染対策を）行うのだということであれば、先ほど菊本先生がおっしゃられたような代替案で示せばよろしいのではないかと私も思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の委員はいかがですか。

【事務局】 分かりました。それでは、「土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染が事業実施区域内で確認されていることから、土壌汚染対策について明らかにすること。」という文言と、菊本先生がおっしゃったように、「また、市民に対して、分かりやすく情報提供すること」のようなことは入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【奥会長】 「確認されていることから、必要な土壌汚染対策について明らかにすること」のような表現の方が良いかもしれません。併せて「市民に対しても情報提供を徹底すること」でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（特に意見なし）

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の点ではいかがでしょうか。御意見はございますか。大丈夫ですか。それでは、特に追加での御意見はないようですので、2(1)ア(ア)について修正を加えるということで、御意見いただきました。それと先ほどの、その他の農用地はかぎ括弧を付けると、そのような区分で方法書に記載されているということですので、かぎ括弧を付けるという、この2点について修正を加えたいうえで答申として固めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（委員一同頷く）

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは本日の御指摘受けまして、事務局は答申案を修正してくださるようお願いいたします。修正後の内容確認については、審査会を代表いたしまして、会長の私に御一任いただいて後日答申を確定させていただきたいと考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ではそのような形とさせていただきます。

それでは、本件に関する審議はこれで終了といたします。

2 議題

(2) (仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書について

ア 答申(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について、御質問や御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【菊本委員】 すみません、私から。

【奥会長】 はい、どうぞ。菊本委員。

【菊本委員】 はい。3環境影響評価項目(1)の項目の工事中のところで、地盤に関するところ。私がいくつか質問させていただいたことについて、書いていただいていると思います。それで、特にこの文書の案についての意見はないのですが、事業者さんの方が具体的なルート等がほとんどない

状況で、どういう意見が付くのかなと思っていました。

新駅の場所についてよく分からなかったのですが、こういう書き方で安心だと思いました。ありがとうございました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがですか。

これまでいただいた御指摘をうまく、満遍なく盛り込まれているように思いますが。大丈夫でしょうか。

【堀江委員】 堀江です。

【奥会長】 はいどうぞ。堀江委員、お願いします。

【堀江委員】 4ページの(2) 供用時 イ騒音・振動の部分なのですが。単なる言葉の問題です。騒音・振動のところですが、特定施設の対象となる「機械」と書いてあります。一般的に法律上では、ここは機械の「械」が「器」になると思うので、ここは「機器」にしていただいた方が良いと思います。

【奥会長】 はい、そうですね。「機械」より「機器」の方が適切ではないかということですが。事務局、よろしいですか。

【事務局】 はい。

【奥会長】 『特定施設の対象となる「機器」を設置する可能性があるため』というふうに、1文字修正をお願いします。ありがとうございます。

他はいかがですか。よろしいでしょうか。

(特に意見なし)

【奥会長】 はい。よろしいようでしたら、ただ今、堀江委員から御指摘いただいた「機械」を「機器」に直す。この1点だけ修正を加えていただきまして、この案で答申を確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同頷く)

【奥会長】 はい。ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。もう、この1文字だけの修正ですので、ちゃんと修正がされたかどうかは、私が後で確認をしたいと思いますので、御一任くださいますようお願いいたします。

【横田委員】 すみません。1点だけ今、気が付いたことが。

【奥会長】 はい、横田委員どうぞ。

【横田委員】 最後の触れ合い活動の場のところです。『鎌倉古道北コースの保全や新たな桜並木の創出等について、(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業と調整すること』というふうに書いてあります。確かにこの文言で問題はないのですが。「新たな桜並木の創出」という言葉が特段、こちら(区画整理)の方法書には書かれて、新交通システムの方法書には書かれていないのですが、他事業(の方法書)に書いてある文言を他事業と調整すること、というふうにして大丈夫かなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい。どうでしょうか、事務局にお答えいただいた方が良いでしょうね。

【事務局】 これにつきましては、桜並木、すなわち環状4号線の部分を主に言っております。桜並木の創出の話については、土地区画整理事業の方は最初から意識して説明がなされておりました。

一方で、上瀬谷ラインの方では、この話に詳しく触れられていなかったということで、審査会で御意見を受けたということ踏まえまして、

上瀬谷ラインの答申に盛らせていただいた次第です。双方で調整するというについては、今後も進めさせていただきたいと思っております。

【奥会長】 はい。

【横田委員】 そうですね。書類として問題なければよろしいかなと思います。

【奥会長】 はい。よろしいでしょうか。当然、上瀬谷ラインが桜並木には影響するわけですから、土地区画整理事業と調整をしてもらうということで要望するということですね。よろしいでしょうか。

はい。では、先ほどの一文字だけ修正を加えたものを答申として確定させていただきたいと思いますがよろしいですか、改めて。

(委員一同頷く)

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。以上をもちまして、本件に関する審議終了となります。

本日の審議内容につきましては、会議録で御確認くださいようお願いいたします。

では本日予定されておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しします。

【事務局】 本日の審査は、全て終了しました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料 ・(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書
に対する答申(案) 事務局資料
・(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書に
対する答申(案) 事務局資料